

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1 20230914	有限会社フロンティア (法人番号 7200002014814) 代表 者馬躍	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内四丁目123番地	本社営業所	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内四丁目123番地	輸送施設の使用停止 (310日車)及び文書警告	道路運送法第9条の2 第1項	令和4年11月28日及び令和4年11月30日、監査方針に基づき、監査を実施。18件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書未交付(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)、(3)運送引受書記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)、(4)乗務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(5)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(6)アルコール検知器の常時有効保持義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)、(7)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(8)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(9)業務の記録保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)、(10)業務の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)、(11)運行記録計による記録保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)、(12)運行指示書の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)、(13)運行指示書の保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第2項)、(14)乗務等員台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(15)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(16)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)、(17)事業報告書未提出(道路運送法第94条第1項)、(18)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	31	31